

令和7年度第3回尾張旭市国民健康保険運営協議会議事録

1 開催日時

令和8年1月22日（木）

開会 午後 1時30分

閉会 午後 2時30分

2 開催場所

尾張旭市役所 3階 講堂1

3 出席委員

被保険者を代表する委員（5名）

杉本 千登世、堀江 賢治、岩橋 豊、小池 誠、杉本 剛
保険医又は保険薬剤師を代表する委員（5名）

鈴木 達人、松尾 功、花井 雅志、山崎 雅弘、裕原 吉久
公益を代表する委員（5名）

富田 香織、長谷川裕子、佐藤 庸子、若杉 浩二、平野 良子
15名

4 欠席委員

なし

5 傍聴者数

1名

6 出席した事務局職員

健康福祉部長 臼井 武男、保険医療課長 森下 克俊、
保険医療課長補佐（国保庶務担当）兼国保庶務係長 小川 真貴子、
国保年金係長 小笠原 久美子、国保庶務係主査 梶田 弥生

7 議題等

- (1) 令和8年度国民健康保険事業費納付金の本算定結果について
- (2) 国民健康保険税の税率等の改定について（諮問）
- (3) 国民健康保険税の課税限度額の改定について（諮問）
- (4) 低所得者に係る国民健康保険税の軽減拡充について（諮問）
- (5) その他

8 会議の要旨

<p>会長</p>	<p>定刻になりましたので、ただいまから令和7年度第3回尾張旭市国民健康保険運営協議会を開催いたします。</p> <p>本日の出席委員数は15名でございます。本会規則第7条の規定による定足数、過半数の8名に達しておりますことを御報告いたします。なお、この会議は傍聴を認め、後日議事録を公表するといった会議の公開を行うものでございます。議事録作成のため、会議中の御発言はICレコーダーで録音いたしますので、委員の皆様には御了承くださいますようお願い申し上げます。</p> <p>議題に入ります前に、運営協議会規則第13条の規定により、2人の委員を議事録署名者として指名いたします。</p> <p>今回の議事録署名者は、杉本 剛委員、佐藤 庸子委員のお2人をお願いします。よろしくお願いいたします。</p> <p>なお、議事録については、後日事務局が作成し、署名をいただきますのでよろしくお願いいたします。</p>
<p>保険医療課長 補佐兼国保庶務係長</p>	<p>それでは、議題に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。</p> <p>事前にお送りした資料で、はじめに「委員名簿」次に「会議次第」右側に資料1とある諮問書の写し、申し訳ありませんが、ここから先の資料は全て本日机上に配布したものに差し替えをお願いします。次に資料2「令和8年度国民健康保険事業費納付金等の本算定結果について」、別紙1【2026年度本算定】、こちらは前にお送りしたもので、1人あたり納付金額におけるR7本算定との比較表、別紙2 2026年度市町村標準保険料率、そして資料3 国民健康保険税の税率等の改定について（諮問事項1関係）そして、資料4 制度改正の概要図（諮問事項2及び3関係）課税限度額と軽減判定所得基準の引上げによる影響となっております。</p> <p>また、本日追加で机上配布しました黄緑色の紙に印刷してある「尾張旭市国民健康保険税について」が一枚、それから、参考にカラー印刷の「令和8年度4月から始まります！子ども子育て支援金制度」についての案内パンフレットも配布いたしました。</p> <p>最後に、報酬の振込についての通知となります。不足するものがございましたら、お知らせください。よろしいでしょうか。</p>
<p>会長</p>	<p>今、資料の説明がありましたよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、次第に沿って進めます。</p> <p>議題(1)「令和8年度国民健康保険事業費納付金の本算定結果につい</p>

	<p>て」、及び議題(2)「国民健康保険税の税率等の改定について」は関連したものになりますので、事務局から一括して説明をお願いします。</p>
<p>保険医療課長 補佐兼国保庶 務係長</p>	<p>保険医療課課長補佐の小川のほうから説明させていただきます。</p> <p>本日は、はじめに、事前に委員の皆様にお送りさせていただきました資料につきまして、大変差し替えが多くなってしまい申し訳ございませんでした。こちらについては、令和8年度、来年度から子ども子育て支援納付金制度が始まることなど、制度改正に伴って、課税限度額の設定の通知があったことなどによる修正を行っていたためとなっております。これから資料1から3までについて、説明させていただきますが、本日は初めて諮問というかたちの委員もみえるかと思しますので、少し簡単に御説明させていただきます。これは市長からの諮問というかたちで、この協議会に意見を求めさせていただくものとなっております。事務局の説明のあと疑問があればご質問いただき、質疑応答終了後に会長が賛否を求めますので、挙手で意思表示をお願いいたします。そして、最終的にこの協議会で審議・検討を行った結果として、市長へ答申というかたちで、提出されることとなっております。それでは、まず次第に沿って、議題1 令和8年度の国民健康保険事業費納付金の本算定結果について、御報告させていただきます。</p> <p>本日お配りしました資料2をご覧ください。タイトルにある事業費納付金の本算定結果についてですが、これは、事前にお送りしたのが令和7年度となっておりますが、令和7年度ではなく、正しくは令和8年度でしたので、本日差し替えをお配りしております。</p> <p>これは、今週1月20日に納付金の本算定結果が示されたことに伴う最終結果をまとめたものになります。その後ろにある「別紙1」は愛知県内の一覧になります。</p> <p>項番1、本算定結果にありますとおり、尾張旭市の納付金総額は仮算定が約20億9,350万3,993円でしたが、本算定では約21億3,880万1,141円、と仮算定から約4,530万円増額になりました。令和7年度は令和6年度に比べ本算定で約1億2,690万円の減額でしたが、今回は令和7年度と比較して納付金総額では約5,580万円の増額となりました。これは、令和8年度から新たに「子ども子育て支援納付金制度」が始まることや、一人当たり納付金額が増加することなどによるものです。</p> <p>この事業費納付金の本算定結果をもって、令和8年度の新しい税率を設定させていただいたものが、本日お配りさせていただきました。</p>

た、資料3になります。また、資料3の左側の真ん中あたりに今回の本算定で示された令和8年度の標準保険料率を載せてあります。

これまでの国保運営協議会でもたびたびご説明させていただきましたが、現在、本市の国保制度の財政運営は、大変厳しい状況となっております。今般、1月20日の国保主管課長会議で示された本市の標準保険料率は、令和7年度より大幅に上昇し、12月の運営協議会でお伝えしていた仮算定結果より、更に上昇いたしました。事業費納付金についても、先ほどお伝えしたとおり、5,000万円以上の増額になりました。

しかし、令和8年度の標準保険料率でモデルケースによる税の増加率を試算したところ、増加率が20%を超える世帯も出てくることになりました。現在、本市では赤字削減・解消計画を進めており、今後も財政健全化に向けて一般会計からの繰入金を毎年減額していく必要があります。しかし、昨今の物価高騰などの社会情勢を鑑みると、昨年度の増加率を大きく上回る事は、本市の被保険者の生活に与える影響と、全体のバランスを考慮して、財政部局とも協議を重ねた結果、昨年と同等の増加率、12月の運営協議会でお伝えした税率とほぼ同等にすることになりました。

資料3の右側の表をご覧ください。これは世帯ごとの税額の増加率についてモデルケースを作って試算した結果になりますが、表の中の改定後の欄や増加率の欄などの下段の括弧書きの中の数字は、令和8年度標準保険料率でこのモデルケースの世帯を試算した結果になっています。

最終的な令和8年度における税率改定については、資料1の諮問事項1のとおりになります。現在、本市が進めている赤字削減・解消計画に基づき、令和8年度は2億2,000万円の一般会計からの法定外繰入れを予定しております。しかし、国保の独立採算の原則からも、この一般会計からの繰入金については、国や県からも強く求められている通り、ずっともらい続けるべきものではなく、今後も税をあげつつ、繰入金額も減らしていくことが必要となります。現状としては、まだ愛知県に示されている標準保険料率からは乖離している状態に変わりはないため、令和9年度以降も税率を上げながら、赤字削減・解消計画に基づき一般会計からの繰入金額を徐々に減少させることができるように健全な国保運営を目指していきます。

説明は以上です。

<p>会長</p>	<p>ただいまの事務局の説明につきまして、御質問、御意見などがございましたらお受けいたします。</p> <p>なお、今回は、事前に質問を提出していただくことができるよう封筒等を用意して資料をお送りしておりますが、事前に提出された質問はございませんでした。</p> <p>この場で何かありましたらお伺いしたいと思います。どうぞ忌憚なく御発言を頂ければと思います。いかがでしょうか。</p> <p>私から一点よろしいですか、先ほど仮算定から本算定に向けて4,000万円ほど増えましたというお話がありました。先ほどの子育て支援金の関係はあらかじめ折り込み済みだったと思いますけれども、本算定で額が増えたことについて何か他に要素があったのでしょうか。</p>
<p>保険医療課長 補佐兼国保庶務係長</p>	<p>お答えさせていただきます。こちらの事業費納付金が仮算定から上がった原因につきましては、令和8年度から出産育児一時金にかかる一般会計の繰入金及び地方財政措置等の廃止等が決定し、こちらの制度改正に伴うものとなっています。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>仮算定するときには含まれていなかったものが本算定では含まれるように取り扱いが変わったということでしょうか。</p>
<p>保険医療課長 補佐兼国保庶務係長</p>	<p>はい、そのとおりでございます。出産育児一時金にかかる繰入金の制度改正ということになります。</p>
<p>会長</p>	<p>わかりました。どなたか御質問よろしいでしょうか。今の事務局の説明ですと、仮算定するときから本算定ときに納付金が上がったのだけれども、税率については仮算定ときに皆さんに第2回のときの会議でお示した税率でそのままいきます、ということかな、と聞こえましたけれども。よろしいですか。例えば、標準保険税率から離れてしまうようなことがあるのですけれども。</p> <p>もう一つだけ私の方から。今回、市長からの諮問事項では先ほどの考えの税率が示されていますけれども、この税率に市として決定するまでに、市の中でどういう議論があったのかどうか、あったとすればどんな議論があって最終的にはこれに落ち着いた経緯とか簡単に紹介していただければありがたいと思いますけれど。</p>
<p>保険医療課長</p>	<p>前回、12月のときにお示しをいたしました仮算定値に基づく税率から本日お示した税率になった経緯といたしまして、今日、御</p>

	<p>説明させていただいたなかで、愛知県から示されました事業費納付金の総額というものが、資料2で御覧いただくと仮算定から本算定で4,500万円ほど上がってきたことから、おのずと標準保険税率も上がる、本来であるなら上がった分だけは前回お示したところから上がるべく、ということですがけれども、この議論の中では、財政部局と協議を行ったことなんですけれども、令和7年度から赤字解消という計画に基づいて11年度をゴールといたしまして、一般会計からの繰入れを減らしていくということで計画を進めているところです。それにおいて、一般会計からの繰入れをいただきながら、税率を上げていくという計画を遂行しているところですので、来年度の繰入れ、2億2千万の繰入れをいただくということになるのですが、それをいただく中で、上げていくということになるのですが、ただ本算定値に追従した上げ方をしていきますと、かなりの上げ幅になっていくこととなります。ここについては、現在の赤字削減計画に基づき繰入れをいただき、バランスを取りながら、一般会計からの繰入れと適正な値上げをやっていきましようということで財政部局とは協議いたしまして決めることといたしましたので、前回示したままでいくのが適切ですという回答で認められまして、そのまま据え置き、前回示したところからの若干数字の変動はあるのですが、大きくは変えないでまいりましようということで今日の数字をお示しするにいたっておりますので、十分財政部局とは協議をいたしまして、この先の計画を見据えた引き上げ方が加味されたものでございますので、来年度、9年度以降も同様な考えで税率改定を行っていくというように考えているところでございます。以上となります。よろしくお願いたします。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。市の内部で色々な方向で検討をした結果、こういうことで今日また市長名で諮問として出てきていますので、市長もまたこの考えで決定していただいたということですね。ありがとうございました。どうでしょう。皆さんのほうから質問よろしいでしょうか。</p> <p>すみません、私が、前回、第2回会議の時、体調不良で欠席しておりましたので、前回の時の議事録を読みましたが、そのときも色々な話しが出てきたという気がします、改めてというかたちでよろしいですかね。また何かありましたらこの後で最後にお伺いしますけれども。それでは、議題(2)になりますが、国民健康保険税の税率等の改定について、これは市長からの諮問事項であり、市長に答申をすることとなっています。協議会の答申として諮問通り認</p>

	<p>めることについて、賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>【挙手確認】</p> <p>はい、ありがとうございました。挙手全員でありますので、諮問のとおり認めることといたします。ちなみに、去年も賛成多数ということで諮問どおり認めるというかたちになりましたが、去年、諮問内容を認めるとしておりますが、そこに協議会からの付帯意見として、市においては、被保険者の経済的負担の軽減を図るため、国保財政に対する支援の拡充について、国・県への要望を継続していくことを求める。といったことを意見として追加をして答申しております。今回どういたしまししょう。去年と同じように意見として付帯をする、もしくは別の意見を付ける、付けない。そういったことも、この場で皆さんでお決めいただければと思いますが。どなたか意見ございますか。これはあくまでも意見ですし、結果がどうなるということではありませんけれども、毎年毎年国保がこれだけの勢いで上がっているということを見れば、そういった意見は付帯していてもいいのかなと個人的には考えておりますが。いかがでしょうか。</p>
<p>保険医療課長</p>	<p>事務局からなんですけど、昨年度、付帯意見としてございましたので、それを受けまして、昨年8月に県と市の懇談会がございまして、そちらへの提案事項ということで、本市が提案をいたしまして、国保への財政支援の拡充を、県には国にしっかり要望していただくようお願いをするということで、本市市長がそちらの会議の場で御提案をさせていただいたところでございます。他市も賛同いただいておりますので、他の市においてもこういった国保の事情は同様でございますので、本市の提案について賛同をいただきまして、本市市長が提言したということで、皆様の付帯意見に基づくこういった行動のほうはさせていただきましたので御報告申し上げます。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。今の話を聞くと、やはりPR等、我々の様な協議会でも意見を出せば何かの形でこう通じていくものがあるのかな、と。結果どうなるのかというのはまだわかりませんが、近々総選挙もあるようですけれど、どのように進んでいくのかわかりませんが、今の様な話しを聞きますと、今回も付帯意見として付けていく報告にしたいと思いますが、いかがですか。</p> <p>はい、ありがとうございます。それでは意見を付帯して答申を作成したいと考えております。なお、文面につきましては私に一任いただき、事務局と作成したものを市長に提出するというにいた</p>

	<p>します。よろしくお願いいたします。それでは次の議題に入ります。議題(3)「国民健康保険税の課税限度額の改定について」と議題(4)「低所得者に係る国民健康保険税の軽減拡充について」も、一括して事務局から説明をお願いします。</p>
<p>国保年金係長</p>	<p>国保年金係長の小笠原でございます。議題(3)と(4)の、諮問事項について説明させていただきます。資料4をご覧ください。</p> <p>昨年12月26日に令和8年度税制改正の大綱が閣議決定され、国民健康保険税について、課税限度額と軽減判定所得基準を引き上げる方針が決まりました。この見直しについて、年度内に地方税法施行令が改正され、本年、令和8年4月1日から施行される予定となっておりますので、本市もこれに沿う形で所要の改正をしようとするものです。また、令和8年度から導入される子ども・子育て支援納付金についての限度額も決定しております。</p> <p>まずは、諮問事項2「国民健康保険税の課税限度額の改定について」ご説明させていただきます。資料4と合わせて本日机の上にご用意させていただきました緑色のリーフレットをご覧ください。</p> <p>こちらは、今年度国民健康保険税のお知らせとして使用しているものです。リーフレットの2ページの一番上「国民健康保険税について」の表をご覧ください。</p> <p>国民健康保険税は、①医療保険分、②後期高齢者支援金分、③介護保険分とで構成されておりますが、このうち、①医療保険分の課税限度額を1万円引き上げ67万円にするというものです。また、令和8年度より、4つ目として子ども子育て支援納付金分がこちらに追加されます。子ども子育て支援納付金の限度額は3万円となることから、令和8年度の国民健康保険税合計の限度額は113万円となります。</p> <p>この課税限度額の決定は、限度額を超える世帯の割合が全体の1.5%に近づくように調整されています。なお、今回の資料としては用意はしておりませんが、厚生労働省発表の資料によりますと、令和8年度の限度額該当世帯割合の見込みについては、医療保険分が1.7%を超える予想となっており、医療保険分を1万円引き上げる決定がされました。また、後期高齢者支援金分、介護保険分は限度額を超える世帯は1.5%には満たないため、課税額合計としては1.4%が限度額を超える試算となっています。なお改正後の、尾張旭市の限度額を超える世帯の割合は令和8年1月12日時点の世帯状況では、医療保険分が3.2%、後期高齢者支援金分が3.3%、介護保険分が6.9%の世帯が上限額を超える世帯と</p>

なっています。全国平均より多くの方が限度額、上限額となっております。また、本市の改訂の影響については資料4の右側をご覧ください。(1)の合計にありますように、医療保険分の限度額の改訂による増額分は、約193万円となります。また、表の改訂後(B)にありますとおり、188世帯が上限額まで引き上げとなり、残り7世帯は1万円未満の引き上げとなります。後期高齢者支援金分と介護保険分は今回の限度額改訂の影響はありません。また、子ども子育て支援納付金については新設された制度のため算出できていません。

この、限度額の引き上げは、年々増加する医療費を国保税率の引き上げのみで賄おうとすると、先ほど資料3のモデルケースからもわかるように高額所得者層と比べて中間所得者層の負担が多くなってしまったため、高所得者層にも所得割分の負担を求めることで、負担感の重い中間所得者層の負担を緩和しようとするものです。

次に、諮問事項3「低所得者に係る国民健康保険税の軽減拡充について」ご説明させていただきます。

こちらにつきましては、低所得者の方々に対する国民健康保険税の軽減措置として、軽減判定をする際の、基準所得を改定し、軽減対象となる所得の引き上げを行うことで、少しでも多くの方に軽減を受けてもらおうとするものです。先ほどの緑色のリーフレット2ページ目真ん中「低所得世帯には国保税を軽減」をご覧ください。

低所得世帯の国保税を軽減するための算定式の表がございます。「軽減割合5割」について5千円引き上げ、30万5千円から31万円に、「軽減割合2割」について1万円引き上げ、56万円から57万円にしようというものです。

こちらについては、近年の物価上昇に伴う年金額の増加や人件費増加の影響により年収が増えてしまい、軽減から外れる対象者が出てくることも想定されることから、基準所得の金額を引き上げ、軽減が受けられる範囲を拡げようとするものとなります。昨年度に引き続き、引き上げとなります。

こちらの改定による影響は、資料4の右側の(2)のとおりでございます。国保税軽減の影響で約192万円程度の収入減となりますが、年金額や人件費の改定により年収の増加がありますと、もう少し影響額は少なくなることが想定されます。また、新制度の子ども・子育て支援納付金については算出できていません。

簡単になりますが、事務局からは以上でございます。

<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。ただいまの事務局の説明につきまして、御意見、御質問があればお伺いいたします。いかがでしょうか。よろしいですか。それでは、この議案につきましても市長からの諮問事項ということになっておりますので、本協議会としての賛否をお伺いいたします。まず、諮問事項の2「国民健康保険税の課税限度額の改定について」、諮問どおり認めることについて、賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>【挙手確認】</p> <p>ありがとうございました。挙手全員でございます。続きまして、諮問事項の3「低所得者に係る国民健康保険税の軽減拡充について」、諮問どおり認めることについて、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>【挙手確認】</p> <p>ありがとうございます。挙手全員でございます。この2つの議案、いずれにつきましても、諮問どおり認めるということにいたします。</p> <p>それでは最後になりますが、議題(5)その他につきまして、事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>保険医療課長</p>	<p>では事務局から、本日は皆様お認めいただきましてありがとうございました。本日の会議が3回目となりまして、今年度においては最後となります。次年度、来年度の予定といたしまして申し上げますと、今年度ですと、10月下旬に行わせていただいたのですが、来年度も同じく10月下旬から11月上旬ごろにかけて、幅を持たせているのですが、少しそういった幅で予定をしておるところです。そちらで1回目を開催させていただく予定でございますので、ここからしばらく期間は空くこととなりますが、引き続きよろしくお伺いいたします。もし、その間でも、国保制度に関する御不明な点がございましたら、その都度、御質問ありましたら、事務局まで御質問いただければ、しっかり丁寧に御説明させていただきますので、いつでも結構ですのでよろしくお伺いいたします。事務局からは以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。今の事務局の説明につきまして、もしくは今日の会議を通しまして、何かこの場で発言をしたい、質問をしたいということがあれば最後にお伺いしますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは本日の日程は以上で全て終了しました。</p>

	<p>御協議をいただき、ありがとうございました。 これもちまして、令和7年度第3回尾張旭市国民健康保険運営協議会を終了いたします。ありがとうございました。</p>
--	---

午後2時30分閉会